

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1496号)

平成30年3月15日

横 情 審 答 申 第 1496 号

平 成 30 年 3 月 15 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月17日建法第312号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「現行法規総覧（建築基準法）及び例規集（横浜市建築審査会条例）
（「③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別途定め
た文書をも含む。」のうち上記①の所掌事務に関する文書について）」
の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「現行法規総覧（建築基準法）及び例規集（横浜市建築審査会条例）（「③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別途定めた文書をも含む。」のうち上記①の所掌事務に関する文書について）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別途定めた文書をも含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年1月11日付で「現行法規総覧（建築基準法）及び例規集（横浜市建築審査会条例）（「③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別途定めた文書をも含む。」のうち上記①の所掌事務に関する文書について）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第17条第3項に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 情報公開条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。
- (2) 本件開示請求における請求内容は、「横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書」であるが、横浜市建築審査会の所掌事務は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び横浜市建築審査会条例（昭和26年10月横浜市条例第52号。以下「建築審査会条例」という。）に定められている。そして、法は「現行法規総覧」に、建築審査会条例は「例規集」にそれぞれ掲載されているところ、いずれも横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存している「図書」又は「刊行物」に該当し、情報公開条例が適用されないことから、情

報公開条例第17条第3項に基づき、非開示とした。

- (3) なお、審査請求人は、「例規集」及び「現行法規総覧」以外にも開示請求に係る行政文書が存在すると主張するが、横浜市建築審査会の所掌事務は、法及び建築審査会条例に規定されており、これらとは別に所掌事務を定める必要がないことから、文書を作成していない。
- (4) また、審査請求人は、建築審査会条例第14条に基づいて建築審査会会長が別途定めた文書も開示請求しているが、これに該当する文書は、本件請求に係る開示請求書により請求されており、平成29年1月11日建法第272号で「横浜市建築審査会傍聴規程（平成9年2月24日制定）」を特定し、全部開示している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

本件処分の一部を取り消し、「その他審査会の運営に係る必要な事項が記載された文書」が存在するから、対象文書として特定しその全部を開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 建築審査会の事務について

建築審査会は、法第43条第1項ただし書等の同意及び第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、法第78条第1項で建築主事を置く市町村及び都道府県に置くこととされている。

横浜市では、建築審査会は、建築審査会条例により設置され、法に規定するものを除く外、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、建築審査会条例で定められている。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件開示請求書に「①建設局全課及び市民局市民情報課及び総務課の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書 ②建設局長及び市民局長が担当する決裁に必要とする事務内容が記載されている文書のすべて ③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別途定めた文書をも含む。」と記載し、開示請求を行っている。本件審査請求は、実施機関が、③として請求された文書のうち①の所掌事務に関する文書に該当する文書として、現行法規総覧

(第一法規株式会社 衆議院法制局・参議院法制局 編集) 及び横浜市例規集 (横浜市総務局 編集) を特定し非開示とした決定に対して行われたものである。

なお、実施機関は、建築審査会会長が別途定めた文書として「横浜市建築審査会傍聴規程(平成9年2月24日制定)」を特定し開示しているが、審査請求人は、当該開示決定については審査請求の対象としていない。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関は、本件審査請求文書は横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書であると解し、法及び建築審査会条例がそれに当たるとして、これらを掲載している現行法規総覧及び横浜市例規集を特定して非開示決定した。これに対して、審査請求人は、「その他審査会の運営に係る必要な事項が記載された文書」が存在していると主張しているので、現行法規総覧及び横浜市例規集以外に文書が存在するか、以下検討する。

イ 当審査会が確認したところ、建築審査会の設置規定の法第78条第1項に「この法律に規定する同意及び第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせる・・・」と建築審査会の所掌事務が規定されている。また、法第83条には、「建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。」との条例への委任の規定がある。

ウ そこで、建築審査会条例を確認したところ、第4条において、「審査会は次の各号の一に該当する場合において会長が招集する。(1)法の規定により、市長から同意を求められたとき。(2)法第94条第1項前段・・・の規定により審査請求があったとき。・・・」と規定されている。これらの規定は、建築審査会の所掌事務に係るものと考えられる。

エ これらのことから、建築審査会の所掌事務が、法に規定する同意及び法第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行うことであることは明らかである。よって、実施機関が法及び建築審査会条例を所掌事務の記載されたものとしたことに誤りはなく、これらを掲載している現行法規総覧及び横浜市例規集を対象行政文書として特定したことに誤りはない。

オ また、当審査会が確認したところ、他の法令及び規則において、横浜市建築審査会の所掌事務に係る記載は認められない。

(4) 情報公開条例第17条第3項の適用について

ア 情報公開条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。

イ 現行法規総覧及び横浜市例規集は、市立図書館その他これに類する市の施設である市民情報センターに、「市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等」として配架されている。

ウ したがって、本件審査請求文書は、情報公開条例第17条第3項に規定する図書等に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定して情報公開条例第17条第3項に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年2月17日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年3月16日 (第210回第三部会) 平成29年3月28日 (第301回第一部会) 平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月7日 (第224回第三部会)	・審議
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議
平成30年1月18日 (第226回第三部会)	・審議
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議